

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により定めた久慈港港湾計画を次のとおり変更した。

平成22年1月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 港湾計画の変更の概要

(1) 公共ふ頭計画

既存施設の利用転換を図るため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

半崎地区

岸壁 水深5メートル 延長 160メートル（新規計画）

なお、これに伴い以下の施設を廃止する。

小型船だまり

岸壁 水深5メートル 延長 160メートル（専用）

(2) 土地利用計画

公共ふ頭計画に対応して、土地利用を次のとおり計画する。

単位：ヘクタール

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱 施設用地	緑地	合計
半崎地区	2.6 (2.6)	8.5 (8.5)	14.8 (14.8)	2.0 (2.0)	5.0 (5.0)	6.0 (6.0)	1.6 (1.6)	40.5 (40.5)

既定計画

単位：ヘクタール

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱 施設用地	緑地	合計
半崎地区	2.2 (2.2)	8.9 (8.9)	14.8 (14.8)	2.0 (2.0)	5.0 (5.0)	6.0 (6.0)	1.6 (1.6)	40.5 (40.5)

注 括弧内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数を示す。

2 港湾計画の縦覧の場所 岩手県県土整備部港湾課及び久慈地方振興局土木部